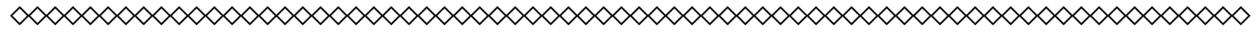


庁 議

日時： 8月20日 (火) PM1:30 <庁議室>



【市長挨拶】

【協議事項】

- | | |
|--|----------|
| 1. 太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について | 企画部長 |
| 2. 財産の取得について | 文化スポーツ部長 |
| 3. 太田市立幼稚園設置条例及び太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について | 福祉こども部長 |
| 4. 太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 5. 太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 6. 太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 7. 太田市森林環境譲与税基金条例の制定について | 農政部長 |
| 8. 太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 9. 太田市下水道条例等の一部改正について | 都市政策部長 |
| 10. 太田市消防団条例の一部改正について | 消防長 |
| 11. 太田市手数料条例の一部改正について | 消防長 |
| 12. 太田市立小学校、中学校及び特別支援学校設置条例の一部改正について | 教育部長 |

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】
- 広報掲載 【 2. 予定なし 】

福祉こども部長 氏名 堤 順一 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市立幼稚園設置条例及び太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

【 目 的 】

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、令和元年10月1日に施行されることに伴い、本条例中に引用している同法の用語の整理を行う必要が生じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により令和元年8月9日に専決処分しましたので、報告するものです。

【 概 要 】

1 改正概要

(1) 太田市立幼稚園設置条例

第3条第1項及び第4条第1項

「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めます。

(2) 太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

第3条

「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めます。

2 施行期日 令和元年10月1日から施行します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 保育係 内線3131 47-1830 タヤルイン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】
- 広報掲載 【 2.予定なし】

福祉こども部長 氏名 堤 順一 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

児童福祉法第34条の16第2項の厚生労働省令で定める基準「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、同基準を踏まえ定めている太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の関係条文について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正概要

(1) 第7条関係

家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、連携施設の確保を不要とすることとする。この場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上であり企業主導型保育事業又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを、連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととする。

(2) 第46条第2項関係

満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとする。

(3) 附則3関係

家庭的保育者の居宅だけでなく、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業についても、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とすることとする。

(4) 附則4関係

連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができると認めるときは、平成27年4月1日から5年間は連携施設を確保しないことができることとされているが、当該期間の期限をさらに5年間延長することとする。

2 施行期日 公布の日から施行します。

3 その他 令和元年9月定例会に議案を上程する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 保育係 内線3131 47-1830 タイリン

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】
- 広報掲載 【 2. 予定なし】

福祉子ども部長 氏名 堤 順一 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

子ども・子育て支援法第34条第3項の内閣府令で定める基準「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部を改正する府令が公布されたことに伴い、同基準を踏まえ定めている太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の関係条文について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正概要

(1) 第42条第2項・第3項関係

特定地域型保育事業者の連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、事業者と代替保育提供者間での役割分担等が明確化されていること等の要件を満たすと認める場合には、代替保育提供元として小規模保育事業A型等を追加することとする。

(2) 第42条第4項・第5項関係

特定地域型保育事業者の連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、連携施設の確保を不要とすることとする。この場合において、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業等、連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととする。

(3) 第42条第8項関係

保育所型事業所内保育事業所について、適当と認めるものについては、連携施設の確保を不要とすることとする。

(4) 附則第5条関係

連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができると認めるときは、連携施設を確保しないことができる期限をさらに5年間延長することとする。なお、保育所型事業所内保育事業所については、対象から除くこととする。

2 施行期日 施行は公布の日とします。

3 その他 令和元年9月定例会に議案を上程する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉子ども部 子ども課 保育係 内線3131 47-1830 タイリン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 堤 順一 内線2500

【 表 題 】

太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について

【 目 的 】

太田市鳥之郷児童館放課後児童クラブを廃止し、太田市綿打児童館放課後児童クラブを新規に設置することに伴い、条例の一部改正が必要になったため、太田市放課後児童クラブ条例の関係条文について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

別表（第2条関係）の一部改正

- ・廃止クラブの削除

名称	位置
太田市鳥之郷児童館放課後児童クラブ	太田市新野町203番地

- ・新設クラブの追加

名称	位置
太田市綿打児童館放課後児童クラブ	太田市新田上田中町828番地11

2 施行期日

令和2年4月1日

（必要な準備行為については、施行前においても行うことができることを附則に規定する。）

3 その他

令和元年9月定例会に議案を提出します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先

福祉子ども部 児童施設課 児童施設総務係 内線2592 ダイヤル47-1924

4. 太田市の取り組み

市内には人工林もありますが、林業経営に適さない小規模なところが多く、さらには長い間管理されないうちに、針葉樹と広葉樹が混じり合った複層林が増えてきています。そのため、森林環境譲与税の用途としては、管理が必要と考えられる森林の管理を行うほかは、木材利用の促進が大きなものとなります。そこで、今後建設される公共的施設等への県産材・国産材の利活用に向けて、基金に積み立てる必要があることから、基金条例を制定するものです。

5. 施行期日

令和元年10月1日

6. その他

令和元年9月定例会に議案上程の予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 農政部 農業政策課 有害鳥獣対策係 ダイヤル20-9714

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 石澤 光之 内線 (TEL) 33-0202

【 表 題 】

太田市手数料条例の一部改正について

【 目 的 】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準令」という。）の一部を改正する政令が令和元年5月24日に公布されたことに伴い、消防関係事務手数料について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、標準令に定める手数料の標準額について、事務に係る直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算が行われ、現行の額に比して増額となるものについて標準額が改定されました。

このうち消防法（昭和23年法律第186号。）第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する事務に係る手数料を次の表のとおり改定するものです。

(単位：円)

	現行	改正後(案)
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 貯蔵最大数量10,000KL以上50,000KL未満	1,580,000	1,590,000
同 貯蔵最大数量50,000KL以上100,000KL未満	1,940,000	1,950,000
同 貯蔵最大数量100,000KL以上200,000KL未満	2,260,000	2,270,000

2 施行期日 令和元年10月1日

3 その他 令和元年9月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 消防本部 予防課 保安係 33-0202 ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 1.庁議後 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線 2200

【 表 題 】

令和2年度「群馬県予算等に関する要望」について

【 目 的 】

群馬県市長会が取りまとめる「群馬県予算等に関する要望」について、本市要望の集約結果を報告するものです。

【 概 要 】

(1) 要望事項一覧

No.	市所管部	市所管課	要望事項(事業名)	要望事項の要旨	県所管	新規・継続
1	総務部	防災防犯課	県管理河川の重要水防箇所整備事業について	県が所管する河川の重要水防箇所の再点検と、重要度が高い箇所の河川整備の早急かつ継続的な対応を要望する。	県土整備部 (河川課)	継続
2	産業環境部	商業観光課	観光施設トイレ改修事業の促進について(千客万来支援事業の補助要件の緩和)	来訪観光客の利便性の向上のため、老朽観光トイレの改修を行うなど補助要件の緩和を要望する。	産業経済部観光局 (観光物産課)	新規
3		工業振興課	就労支援事業について	群馬県主催の合同企業説明会の東毛地域での開催を要望する。	産業経済部 (労働政策課)	新規
4	農政部	農業政策課	豚コレラ拡大防止支援について	養豚業に対する「豚コレラ」のまん延防止に伴う予防的措置に対する支援を要望する。	農政部 (畜産課)	新規
5			鳥獣害対策地域支援事業(県単)補助率の拡充について	鳥獣被害低減のため、市町村等の被害対策に積極的な支援を要望する。	農政部 (技術支援課)	継続
6	都市政策部	道路整備課	幹線道路網等の整備について	他都市との連携促進や市内循環の円滑化、災害時における救急輸送体制の確立のため、幹線道路網の整備を要望する。(太田西部幹線道路、太田北部幹線道路)	県土整備部 (道路整備課)	継続 (一部 新規)
7			渋滞対策について	国道道の交差点部の通行の安全確保と渋滞対策のための交差点改良を要望する。(国道407号線熊野町交差点)	県土整備部 (道路整備課)	新規
8			県道の整備計画延長による安全確保と渋滞対策のための拡幅改良整備を要望する。(県道前橋館林線)	県土整備部 (道路整備課)	継続	
9		道路保全課	横断歩道等の道路路面規制表示の補修の速やかな実施について	県管理の道路管理者が実施する外側線等の路面表示及び公安委員会が実施する横断歩道や停止線(止まれを含む)などの路面規制表示について、速やかな補修の実施を要望する。	県土整備部 (道路管理課)	継続
10		建築住宅課	空き家等対策事業に対する支援について	空き家の除却を促進するため、市町村の補助施策に対する県の補助制度の創設を要望する。	県土整備部 (住宅政策課)	継続
11		下水道課	流域下水道の維持管理に係る県負担及び流域下水道の建設費に係る県負担について	流域下水道の維持管理に係る県負担及び流域下水道に係る建設費の県負担について、引き続き県からの負担を要望する。	県土整備部 (下水環境課)	継続
12	教育委員会	文化財課	指定文化財保存事業費補助金の拡充について	指定文化財の保存事業費補助金について、所有者負担の軽減と安定化を図るための継続的な予算確保を要望する。	教育委員会 (文化財保護課)	継続
13		学校教育課	公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業について	外国人児童生徒の受入のため、引き続き支援事業の活用を要望する。	教育委員会 (義務教育課)	継続
14			教育相談体制の充実について	小中学校における教育相談体制の充実を図り、重要案件の継続的な指導、問題行動等の未然防止及び早期解決を図るため、小中学校におけるスクールカウンセラーの勤務日数を拡充することを要望する。	教育委員会 (義務教育課)	新規

(2) 今後の予定

- ・ 10月下旬 市長会で協議・決定後、県知事に要望書を提出
- ・ 翌年3月末 県議会終了後、県から回答

【備考】

*問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線 2293 47-1892ダイヤル

- 内 容 【2. 連絡事項】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 長谷川 幸浩 内線 (TEL) 3 6 0 0



【 表 題 】

オーストラリア女子ソフトボール代表チームの事前キャンプ受入れについて

【 目 的 】

9月24日から中国の上海で開催される、東京2020オリンピック アジア/オセアニア予選の事前キャンプを本市で実施することについて、ソフトボール オーストラリアと合意したことから、その概要について報告するものです。

【 概 要 】

1 事前キャンプ概要

- (1) 対 象 オーストラリア 女子ソフトボール代表チーム
- (2) 期 間 令和元年9月13日(金)～21日(土) 9日間
- (3) 受入人数 29名(選手・スタッフ含む)
- (4) 練習スケジュール 実業団チームとの練習試合を中心として実施

2 大会概要

- (1) 大会名 東京2020オリンピック アジア/オセアニア予選
- (2) 開催日 令和元年9月24日(火)～29日(日)
- (3) 会 場 中国 上海
- (4) 出場国 オーストラリア、ニュージーランド、中国、チャイニーズ・タイペイ、インドネシア、香港、韓国、フィリピン

3 今後の方針

昨年の事前キャンプの成功により、再度本市がキャンプ地として選ばれたことから、同チームが東京2020オリンピックの出場権が獲得できるよう、今回も万全の態勢で受入れ、オリンピックの事前キャンプの実施に繋がるよう取り組むものです。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 文化スポーツ総務課 総務係
内線3621 47-1852 ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 堤 順一 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市戦没者等追悼式について

【 目 的 】

先の大戦において多数の市民が戦死し、また、空襲により多くの市民が犠牲となりました。終戦74年を迎え、犠牲者に対して、市民を挙げて追悼の意を捧げるとともに、悲しみの歴史を二度と繰り返すことのないよう、世界の恒久平和の確立を祈念するため、太田市戦没者等追悼式を実施するものです。

【 概 要 】

- 1 日 時 令和元年10月5日 (土) 午前10時 開式
- 2 場 所 太田市新田文化会館 (エアリスホール)
- 3 主 催 太田市
- 4 式典方式 無宗教・献花方式
- 5 参加者 来賓 (県知事、国・県・市議会議員、区長補他)
太田市遺族会
太田市老人クラブ連合会
太田市民生児童委員協議会
太田地区更生保護女性会
一般市民 (広報おおた9月10日号に追悼式開催を掲載予定)
市長他 (各部長以上)、太田市消防本部消防音楽隊
合計700名
- 6 受 付 来賓は1階ロビー、一般参加者は2階ロビー
- 7 戦没者等人数 3,026名

【 備 考 】 * 問い合わせ先 福祉子ども部社会支援課 管理係 内線2521

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線 (TEL) 3400



【 表 題 】

一般財団法人太田市健診センター平成30年度決算状況について

【 目 的 】

本市が出資する一般財団法人太田市健診センターについて、その出資及び経営等の状況を報告するものです。

【 概 要 】

- 1. 資本金総額 1,577万円
本市出捐金 (出資金) 額 1,077万円 (比率68.3%)

2. 平成30年度 (平成30年4月1日から平成31年3月31日) 経営状況

(1) 事業概要

「健康増進法」や「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療等に関する事業を行い、地域住民の健康増進に寄与することを目的とする。

(2) 決算概況

財務諸表 貸借対照表

資産合計	123,353千円
負債合計	18,902千円
正味財産合計	104,451千円

正味財産増減計算書

税引前当期一般正味財産増減額	1,379千円
当期一般正味財産増減額	991千円

詳細は、別紙 (収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書) のとおり

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 健康づくり課 管理係 外線46-5115

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

行政事業部長 氏名 飯塚 悦雄 (TEL) 0277-78-2842



【 表 題 】

おおた渡良瀬産業団地の第3次分譲予約の募集について

【 目 的 】

太田市土地開発公社が造成を進めている、おおた渡良瀬産業団地の原宿及び吉沢地区の一部区画について、第3次分譲予約の募集を行います。

【 概 要 】

1. 募集期間 令和元年9月9日～20日（土日祝日を除く）
2. 受付場所 太田市土地開発公社 用地管理課（太田市藪塚本町庁舎2F）
3. 対象業種 用途地域及び地区計画に適合する業種
4. 分譲区画 全8区画 合計面積（概算）140,900㎡ ※別添区画图のとおり
5. 分譲単価 1㎡あたり
Y—10区画 21,200円
それ以外の区画 24,200円
6. 周知方法 太田市ホームページに掲載（期間：8月26日～9月20日）
7. 分譲決定 募集締切後、市企業誘致選定委員会に諮ったうえで、12月末を目途に決定します。
8. 引渡時期 令和3年度以降、造成完了区画より順次引き渡す予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 行政事業部 用地管理課 企画係 0277-78-2842ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】
- 広報掲載 【 2. 予定なし】

教育部長 氏名 高橋 徹 (TEL) 20-7085



【 表 題 】

平成30年度事業対象太田市教育委員会の点検・評価報告書について

【 目 的 】

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられています。

そこで、太田市教育行政方針に基づき実施した施策について、教育委員会自らが評価を行い、透明性を確保するため学識経験者の意見を付し、市民への説明責任を果たすため報告するものです。

【 概 要 】

1. 点検・評価の方法

平成30年度太田市教育行政方針に基づき、各課の主な課題を明らかにし、その取組状況及び成果について施策評価を行いました。

2. 事務事業評価委員

(敬称略)

氏 名	経 歴 等
木村 孝	弁護士
大澤 範之	元中学校長

3. 点検・評価報告書

平成30年度事業対象太田市教育委員会の点検・評価報告書は、別添のとおり

【 備 考 】

